

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定の基礎となる事項の追加を行うこと。（第十五条関係）

二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則関係）